

萬葉集

—一首中に表れる異なる訓みをしている同じ漢字の研究（九）—

北村英子

本稿は「万葉集」一首中に表れる異なる訓みをしている同じ漢字の研究（八）―（大阪樟蔭女子大学論集」第41号）に引き続き、今回は巻十三から、一首中に表れる同じ漢字が異なる訓みをしているものを抽出し考察していく。

まず巻十三の特色を調べてみると、この巻はさまざまな形態の長歌を中心に集められているが、反歌をもたない長歌があったり、定数音通りでなく、字余り字足らずの不定数音の古体表現が用いられている。この巻の長歌は特に長いものはあまりなく、短い長歌が多くみられる。こういった歌の一首一首中に、同じ漢字が用いられ、それらが異なる訓みをしているものを取上げ追究していく。

☆霹靂之 日香天之……百不_レ足 五十_イ槻枝丹 水枝指 秋赤葉
真割持 小鈴文由良尔 手弱女尔 吾者有友 引攀_而 峯文十_ト遠仁
掬手折 吾者持而往 公之頭刺荷（十三・3223）

160、五十_イ槻枝丹 峯文十_ト遠仁

二十三句からなる長歌の中に「十」という漢字を二回用いている。十二句目に「五十」を「イ」と訓んでいるが、これは「百不_レ足 五十日太尔作」（一・50）とあるように、「百不_レ足」は「五十」の枕詞として使われる。このことから勘案すれば、この場合も「百不_レ足」は「五十」に続くことから、「五十」の表記しかありえない。

一方、二十句目に「峯文十_ト遠仁」と「十」を「トヲ」と訓んでいるが、この外、「為垂柳 十_ト緒」（十・1896）・「枝毛十_ト尾尔」（十・2258）等、すべて「トヲヲニ」の「トヲ」は「十」の文字を用いている。したがって、今の場合も「トヲ」は「十」の文字を使うのが自然である。

☆五十串立 神酒座奉 神主部_{ハフリヘカムヌシ} 之 雲聚玉蔭 見者之文（十三・3229）

161、神酒座奉 神主部_{ハフリヘカムヌシ} 之

「神酒」の和訓が「ミワ」であり、「神主部」の和訓が「ハフリヘ」で

あり、第二句目と第三句目を和訓で訓むよう揃えたという点は理解が出来るところであるが、第三句目の「神主部」を『萬葉集注釋』・『日本古典文字大系・萬葉集』・『萬葉集全釋』等では、「カムヌシ」と訓んでいる。理由は、

全釋に「部はトモガラの意で添へて書いたのみ」とある。「はぶり」は「祝」(四・七二二、七・一四〇三)、「祝部」(十・二三〇九)とのみ書かれてゐるので、ここは神主祝部等をこめて「神主部」と書いたのでカムヌシと訓んでよいであらう。(『萬葉集注釋』卷十三・二六頁)

とあり、「神主部」を「カムヌシ」と訓むことを主張されているが、新訓では「ハフリへ」と訓む傾向にある。

さて、第二句目の「神酒座奉」の「神酒」の漢字表記はこれ一例のみで、この外、「神に捧げる酒」の意に当たる表記は、「神社ル三輪須恵」(二一・202)と、「三輪」という漢字を用いているものが一例だけ見当たるとのみである。「神に捧げる酒」の意の漢字表記はこのように、「神酒」または「三輪」の二様の文字を用い、どちらも「ミワ」と訓ませているが、今問題にしている「神酒」の漢字表記を用いる方が字義に適切であると思う。

一方、第三句目の「神主部」は、先に記したように「ハフリへ」と「カムヌシ」の二様の訓みがみられるが、集中において、外に「カムヌシ」という言葉は見当たらない。

「ハフリへ」という言葉は、集中において、この外、「祝部等」(十・

2309)・(十二・2981)の二個所に、この漢字を用い「ハフリラ」と訓み、「神官たち」の意で表れる。但し、「神主部」という漢字表記を「ハフリへ」と訓んでいるのは、この一例のみで外に見当たらない。考えるに「神官」のことを「ハフリ」という言葉でいい表していたことは否めない。表記は恐らく「祝部」と通常の文字で書いていたものと思われるが、今の場合は、第二句目の「神酒」の「神」の文字を意識して、第三句目も「ハフリ」を「祝部」と書かず、「神」の文字で揃えるために「神主」と書いたものであろうと考えられる。そして、第二句目・第三句目を和訓で訓むよう揃えたと思えるのである。

☆八隅知之 和期大皇 高照 日之皇子之 聞食 御食都國 神風之
伊勢乃國者 國見者之毛 山見者 高貴之 河見者 左夜氣久清之
水門成 海毛廣之 見渡 嶋名高之 己許乎志毛 間細美香母 挂
卷毛 文尔恐……(十三・3234)
162、和期大皇 日之皇子之
三十八句からなる長歌の第二句目と、第四句目に、「大皇」・「皇子」と「皇」という同じ文字を用いている。

第二句目の「大皇」を「オホキミ」と訓んでいるが、集中には、こういった例はこの外、(十七・3922)・(十八・4056)・(十八・4064)・(十八・4094)・(十九・4270)と、およそ五例程、卷十七・十八・十九に限ってみられる。「オホキミ」の漢字表記の一番多いのは「大王」の文字で、集中においておよそ二十四例見当たると。次に多いのは「王」という文字で、およそ

十四例見当たる。次に多いのは「天皇」という文字で、およそ七例見当たる。次には「皇」という文字で、およそ五例見当たる。そして、「天皇」が二例程見当たる。このように「オホキミ」の漢字表記は、一定ではなく、幾通りか見当たるにも拘らず、今の場合は「天皇」の漢字を用いている。

次に第四句目の「皇子」を「ミコ」と訓んでいる場合について調べてみよう。集中においては、そのほとんどにおいて、「ミコ」は「皇子」の漢字を用いている。したがって、「ミコ」は「皇子」という通常の文字を用いて、第二句目の「オホキミ」は「天皇」の漢字以外の表記、「大王」等の漢字があるのにも拘らず、敢えて「天皇」の漢字表記を用いたのは、第四句目の「皇子」の漢字表記を意識したのであろう。

163、聞食^{ワスシメスミケ} 御食都國

第五句目と第六句目の連繋句に「食」の文字が用いられている。

第五句目の「聞食」は『萬葉集注釋』では、「キコシメス」と訓む方がよいようだとしているが、諸注は多く「キコシラス」と訓む方に従っている。「食」を「ラス」と訓むのは敬語動詞として用いているが、「聞食」という使い方は、多く「統治する」という意味の場合に用いられる。集中においては、「キコシラス」は「聞食」と書く以外の漢字表記は見当たらない。

第六句目の「御食都國」の「食」は、一般に「食べるもの」をいい、名詞として用いられる。この場合、「天皇の召し上るものを奉る国」の

ことを指す。集中において、「ミケツクニ」は、この表記の外、「三食津國」(六・934)一例、「御食國」(六・1033)一例の表記がみられるのみである。いずれにせよ、「ケ」は「食」の文字しか使われていない。したがって、第五句目の「食」も、第六句目の「食」も外に代りの文字がないため、極自然に書かれたものと思われる。

☆空見津 倭國 青丹吉 常山越而 山代之 管木之原 血速舊 于
遅乃渡 瀧屋之 阿後尼之原尾 千歳尔 闕事無 万歳尔 有通将
得 山科之 石田之社之 須馬神尔 奴左取向而 吾者越往 相坂
山遠 (十三・3236)

164、千歳尔^{チトセ} 万歳尔^{マンゾク}

二十句からなる長歌の中に「歳」の文字が二回用いられている。「千歳」と「万歳」である。

「チトセ」は集中において、仮名書例を除いてみれば、「千歳」の漢字表記が十例程みられ、「千年」が五例程みられるだけである。したがって、集中において「チトセ」は普通「千歳」の漢字表記を用いるようだ。一方、「ヨロツヨ」の漢字表記は、仮名書例を除いて、「萬代」と書いてある場合が、圧倒的多数を占めている。次に多い漢字表記は「萬世」であり、「万歳」の漢字表記は、ここの外、(十三・3324)に一例みられるのみである。

このように検討してみると、「千歳」は通常文字を自然に用いて書い

たようであるが、「ヨロツヨ」は集中においては稀な文字である。「万歳」の漢字表記を用いたのは、前の句「千歳」の「歳」を意識して、「ヨロツヨ」も「萬代」の漢字を用いず、「万歳」の漢字を用い統一性を考慮に入れて書いたと思われる。

☆百不_レ足 山田道乎………天地二 念足橋 玉相者_{アハ} 君来益八
跡 吾嗟 八尺之嗟 玉梓乃 道来人乃 立留 何常問者 答遣
田付乎不_レ知 散釣相_{サニツラフ} 君名日者 色出_{イデテ} 人可_レ知 足日木能 山
従出_{イツル} 月待跡 人者云而 君待吾乎 (十三・3276)

165、玉相者_{アハ} 散釣相_{サニツラフ}

三十七句からなる長歌の中に「相」の文字が二回使われている。

一方は、「玉相者」を「タマアハバ」と訓み、一方は、「散釣相」を「サニツラフ」と訓んでいる。

「タマアハバ」は、この外、「靈合者_{クマアハバ}」(十二・300)と「アへ」を「合」の文字を用いているのも見当たるが、集中においては、「相」の文字を用いている場合の方が極めて多く、「合」の文字を用いている場合は少ない。したがって、今の場合、「タマアハバ」は「玉相者」の表記を用いるのが自然であると思われる。

もう一方の「サニツラフ」は、この外、集中においては、「左丹類合」(十二・314)・「左丹類経」(十・191)・「狭丹類相」(三・420)・(四・509)・「狭丹類歴」(六・1053)・「散追良布」(十六・3813)・「散類相」(十一・2523)

の漢字表記が各々一例二例ずつ使われており、その意味は、『日本古典文学全集・萬葉集三』の頭注によると、

左丹類経_{サニツラフ} 赤みをおびた、の意か。サは接頭語、二は赤土。ツラフは未詳。「類」の字を用いたのは赤い頬を健康美としてほめたからであろう。また、頬紅を化粧品に用いることもあった。(六七頁)

とあるところから勘案すれば、今の場合においては、「散釣相_{サニツラフ}」と表記され、「相」の文字が使われているのは、「相貌」すなわち、「顔かたち」をいい、顔が紅い様子を「散釣相_{サニツラフ}」といっているのだと思う。

さて、このように「サニツラフ」の表記にはいろいろな文字が用いられているが、ここに敢えて、「相」の文字を使い、「散釣相」と表記したのは、「玉相者_{アハ}」の「相」を意識して統一性をもたせようとしたものであろうか。

166、色出_{イデテ} 山従出_{イツル}

「色出」の「出」の訓み方であるが、『新校萬葉集』等では「デテ」と訓んでおり二様の訓み方があるようだが、新訓多く「イデテ」と訓んでいる。この訓み方は恐らく「デテ」という訓み方より古い訓みであろうと思われる。これを「イデテ」と訓めば字余りになるが、それを気にしなければ、「色出_{イロニイデテ}」の「色」の「イ」と「出_{イデテ}」の「イ」と、この句より三句目後の「山従出_{イツル}」の「出」の「イ」と音の響きの上で調和がとれている。そういうことを念頭において「イデテ」と三音に訓んだのであろうか。また、「デテ」と訓むより「イデテ」と訓む方が歌としての表

現法が美しいようにも思える。

一方、「山従出」の「出」も「デル」と訓むより、「イヅル」と訓む方が歌としての響きがよいように思えるし、七音句の位置するところである故、「イヅル」と訓むことに異論はない。

「イヅル」の文字について、集中を調べてみると、「出」の外、「出流」の二字で「イヅル」と訓んだ例が、(三・283)・(十二・302)・(十六・3875)・(十六・3878)の四個所にみられるが、今の場合は「出流」の文字を使わず、「色出」の「出」一文字を念頭において、意識的に「山従出」と「出」一文字を使い揃えたものであらうと思われる。

☆妾背兒者 雖待来不_レ益……………立待留 吾袖_{コロモデ}尔 零雪者 凍渡

奴 今更 公来座哉 左奈葛 後毛相得 名草武類 心乎持而

二袖持_{マソデ} 床打拂 卯管庭 君尔波不_レ相……………(十三・3280)

167、吾袖_{コロモデ} 尔 二袖_{マソデ}

二十五句からなる長歌の中に「袖」の文字が二回使われている。

一方は、「吾袖尔」を「ワガコロモデニ」と訓み、諸注多くこのように訓んでいるが、『萬葉集注釋』では、「(マツ)ワガソデニ」と訓んでいる。しかし、集中にはこの外、「吾袖者_{ワガコロモデハ}」(七・1371)・「袖可礼而_{コロモデカヒテ}」(九・1693)・「吾袖尔」(十一・2690)等、「袖」を「コロモデ」と訓んだ例が見当たり、「袖」の文字を「コロモデ」とも当時は訓んでいたと思われる。したがって、ここにおいても「コロモデ」と訓む方に従っておきたい。

もっとも、集中には、「コロモデ」の文字は「袖」のみではなく、多く「衣手」の文字が使われ、次いで「衣袖」の文字が使われている。今の場合は、少し後の句、「二袖持」の「袖」の文字を念頭において揃えて書こうとしたものであらうか。

一方、「二袖」を「マソデ」と訓んでいるが、もともと原文には「三袖」とあり「ミソデ」と訓んでいたこと、次の通りである。『日本古典文学全集・萬葉集三』の頭注によると、

二袖持_{マソデ}マソデは両方の袖。原文「三袖」とあり、ミソデと読まれるが、自分の衣の袖に美称の接頭語ミがつくことはあり得ないので「三」は「二」の誤りとして改めた。(四〇三頁)

とあるが、集中において、「三袖」にせよ「二袖」にせよ、この表記は一例のみの珍しい例である。「二袖」を「マソデ」と訓むのは現代からすれば奇異な感じがしないでもないが、「マソデ」という言葉は、「麻蘇_{マソ}壜_デ毛知_{モチ}」(二十・4398)に仮名書例でみられ、また、「真袖_{マソデ}」(七・1272)・(十一・2667)という表記でもみられる。このようにみえてくると、「二袖」はむしろ「真袖」と表記した方がよさそうにも思える。

結局、この「二袖」の「袖」を念頭において、先の句、「吾袖_{コロモデ}尔」の「コロモデ」は、通常の文字、「衣手」を用いてもよさそうであるが、両者「袖」の文字で揃え、一方は「コロモデ」と訓み、一方は「(マ)ソデ」と訓んだ。

☆次嶺_{シロ}経 山背道_{シロ}乎 人都末乃 馬従行尔 己夫之 歩従行者 每

見 哭耳之所泣 曾許思尔 心之痛之 垂乳根乃 母之形見跡
吾持有 真十見鏡尔 蜻領巾 負並持而 馬替吾背^セ

(十三・3314)

168、山背道乎 馬替吾背^セ

「山背」の「背」は「ウシロ」の意であるところから、「ウシロ」の「ウ」が自然にとれてしまい、「シロ」と訓んだとされている。後には「山代」・「山城」と書かれるようになるが、大和の地からすれば山の背後の意識が強かったのであろう。したがって、「山背」はこの場合固定した記載法であったと見るべきである。

これに対し「吾背」の「背」は夫の意で用いられているが、集中には「背」の文字の外、「勢」の文字が多く使われ、次で「兄」である。今の場合「背」の文字を用いたのは、「山背」の「背」を念頭においていたものであろうか。

☆挂纏毛 文恐 藤原 王都志弥美尔……………如^レ天 仰^レ而^レ見^レ乍

雖^レ畏 思^レ憑^レ而 何^レ時^レ可^レ聞 日^レ足^レ座^レ而 十^レ五^レ月^レ之 多^レ田^レ波^レ思^レ家^レ武

登 吾^レ思 皇^レ子^レ命^レ者 春^レ避^レ者 殖^レ槻^レ於^レ之……………珠^レ手^レ次 懸^レ而^レ所^レ

思 三^レ雪^レ零 冬^レ朝^レ者……………雪^レ穗 麻^レ衣^レ服^レ者……………徃^レ道^レ之

田^レ付^レ叫^レ不^レ知 雖^レ思 印^レ乎^レ無^レ見 雖^レ難 奥^レ香^レ乎^レ無^レ見 御^レ袖 徃^レ觸

之^レ松^レ矣 言^レ不^レ問 木^レ雖^レ在 荒^レ玉^レ之 立^レ月^レ每 天^レ原 振^レ放^レ見^レ管 珠

手^レ次 懸^レ而^レ思^レ名 雖^レ恐^レ有 (十三・3324)

169、思^レ憑^レ而 吾^レ思 雖^レ思 懸^レ而^レ思^レ名

八十九句の長歌である。その中で「思」を「オモフ」・「シノフ」と訓んでいる。「思」を「オモフ」と訓むのは字義に適った訓みで論ずるまでもないであろう。

一方、「思」を「シノハ」と訓むのはどうであろうか。「シヌ」と訓むのは、近く特殊仮名遣、清濁に関する研究が進んだ結果「シノフ」であることが明らかになり、『萬葉集注釋』・『日本古典文学大系・萬葉集』・『日本古典文学全集・萬葉集』等、新しいものにはこのように改められている。それにしても、一首中に、「思」を「オモフ」と「シノフ」の二様に訓まれ、逆に「シノフ」が「思」「偲」の二種の文字で記されているのはどうしたことであろうか。「思名」と書くべきところ、「思」を「偲」と書き誤ったものと考えれば、「思」は「オモフ」、「偲」は「シノフ」と統一性をもって訓むことが出来る。

今一つ考えられることは、「懸而思名」を「カケテオモハナ」と訓めるということである。これは、

浦^レ廻^レ漕^レぐ 熊^レ野^レ舟^レ着^レき^レめ^レづ^レら^レしく かけ^レて^レ思^レは^レぬ 月^レも^レ日^レも^レなし

(十一・3172)

この歌からしても明らかであろう。何れにしてもまだまだ考慮の余地がある。

170、三^レ雪^レ零 雪^レ穗

「雪」を「ユキ」と訓むのは字義に適った訓み方で論ずるまでもない

が、「雪穂」を「タヘノホ」と訓むのは、「雪」は白いもの故、これを「栲」とみているのであろうと思うが、やや無理のように思える。案外「ユキノホ」と訓むことも考えられないこともない。

集中、「雪」を「タヘ」と訓んでいるのはこの一例の孤例である。外は、「多斂」と仮名書き例が(十四・3435)に一例みられ、また、「栲」を「タヘ」と訓んでいるものが(一・79)に一例みられるのみである。

☆王之 御命恐 秋津嶋 倭雄過而 大伴之 御津之濱邊從 大舟尔
真梶繁貫 日名伎尔 水手之音為乍 夕名寸尔 梶音為乍 行師君
何時來座登 大卜置而 齋度尔 狂言哉 人之言釣 我心 盡之山
之 黄葉之 散過去常 公之正香乎 (十三・3333)

171、水手之音為乍 梶音為乍

「水手之音為乍」の「音」を「コエ」と訓むことは、今日の我々には奇異な感じがするが、「音声」という語があるように、万葉時代には「喧鳥之音母不_レ所聞」(二・207)・「百鳥之音名束敷」(六・1059)とあるように「音」を「コエ」と訓む例と、「幾許毛散和口 鳥之聲可聞」(六・924)・「鳴成多頭乃 暁之聲」(六・1000)とあるように「聲」を「コエ」と訓む例があり、「音」と「声」の区別をあまりしなかったようだ。また日本語の方も、「于遇比須能於登企久奈倍尔」(五・841)・「保登等藝須 奈久於登波流氣之」(十七・3988)と、「於登」と仮名書き例があり、また、「毛、等利能 己惠能古保志枳」(五・834)・「鸞能 許惠乎聞良牟」

(十七・3971)等、「己惠」・「許惠」等と「オト」と「コエ」の区別がなかったようであるから、今の場合も「カコノコエ」・「カヂノコエ」と統一するか、「カコノオト」・「カゲノオト」と統一出来る可能性もあるわけである。

一方、「梶音為乍」の「音」を旧訓では「ト」と訓んでいたのを、新訓では「オト」と改めている。「ト」と訓んだのは七音で訓みたいためであるが、新訓では字余りになるが「オト」の方を主張している。

☆玉梓之 道去人者 足檜木之 山行野往 直海 川往渡 不知魚
取 海道荷出而 惶八 神之渡者 吹風母 和者不_レ吹 立浪母
踈不立 跡座浪之 塞道麻 誰心 勞跡鴨 直渡異六 直渡異六
(十三・3335)

172、直海 直渡異六

「直海」の訓みについて、『萬葉集注釋』においては「ニハタツミ」・「タダウミノ」と二様に仮名がふられている。「タダウミノ」と訓めばここに取上げる範囲ではないのであるが、「ニハタツミ」と訓むのはどうであろうか。(十三・3339)に「潦」を「ニハタツミ」と訓んでいるところから、「ニハタツミ」に「直海」が当てられたものであろうか。また、『日本古典文学大系・萬葉集』には「庭直海」の「庭」が脱字したと解かれているが、「直海」を「ニハタツミ」と訓むことは多少無理な感じがする。この場合、素直に「タダウミノ」と訓む方が穏当のような気がする。

る。

一方、「直渡」を「タダワタリ」と訓むことは、(十・2085)・(十九・4245)等にもあり、漢字本義に添う訓みをしており論ずるまでもないであろう。

173、直海^{ニハツミ} 海道荷出^{ウミ}而

「直海」の「海」を「ミ」と訓むのは、「ウミ」の「ウ」が脱落して「ミ」となったのである。

一方、「海」を「ウミ」と訓むのは漢字本来の訓みとして論ずるまでもないであろう。

☆鳥音之^{カシマ} 所聞^{カシマ}海^{カシマ} 高山^{カシマ}麻^{カシマ} 障所^{カシマ}為^{カシマ}而^{カシマ} 奥藻^{カシマ}麻^{カシマ} 枕所^{カシマ}為^{カシマ} 蛾葉^{カシマ}之^{カシマ}
衣谷^{カシマ}不^{カシマ}服^{カシマ}尔^{カシマ} 不知^{カシマ}魚^{カシマ}取^{カシマ} 海^{カシマ}之^{カシマ}濱^{カシマ}邊^{カシマ}尔^{カシマ} 浦裳^{カシマ}無^{カシマ} 所^{カシマ}宿^{カシマ}有^{カシマ}人^{カシマ}者^{カシマ} 母^{カシマ}父^{カシマ}
尔^{カシマ} 真名^{カシマ}子^{カシマ}尔^{カシマ}可^{カシマ}有^{カシマ}六^{カシマ}……………(十三・3336)

174、所聞^{カシマ} 海^{カシマ} 障所^{カシマ}為^{カシマ}而^{カシマ} 枕所^{カシマ}為^{カシマ} 所^{カシマ}宿^{カシマ}有^{カシマ} 人^{カシマ}者^{カシマ}

「所聞」を旧訓「キコユル」と訓んでいるのを、「カシマ」と訓むべきだとしているのが『萬葉集注釋』で、理由は、

原文「所聞海^{カシマ}尔^{カシマ}」とあり、舊訓トリガネノキコユルウミニとある。

この文字に對してこの訓はたしかに正しい。そしてそれでも意味は通ずる。しかしさうすると、この先の「いさなとり 海の濱邊に」と重複する感がある。ここは固有名詞であった方がふさはしいやうに思はれる。さうした疑問を見事に解かれたのが佐竹昭廣君の「萬

葉集に於ける誤傳の一例」(國語國文・第廿六卷第一號、昭和卅二年

一月)で、この「所聞」で思出されるのが「所聞多^{カシマ}祢^{カシマ}」(十六・三八八〇)の「所聞多」であり、「所聞多」の「多」が落ちたか、「多聞」が「所聞」に誤ったか、或いは「所聞」のまゝでカシマと訓むか、とにかく「鳥が音の」は「かしまし」とつゞく枕詞であり、下

はカシマノウミニと訓むと云はれるのである。(二四六頁)

とあるのに従っていらっしゃる。(十六・3880)に「所聞多^{カシマ}祢^{カシマ}」と訓む例はあるが、それにしても普通の感じでは、「所聞」を「カシマ」と訓むのは奇異な感じがする。

「所宿有人者」の「所宿有」の訓みについても、『日本古典文学大系・萬葉集』では「ヤドレル」・『校本萬葉集』では「イネタル」と訓んでいるが、何れにしても「所」一字としての独立した訓みではなく、添え字のような形で使われている。「所聞」にしても「所宿」にしても、外の「障所」・「枕所」にしても、そういう感じで用いられている文字としてあげておきたい。それにしても、二十八句からなる長歌の前半部分に、すべて「所」の文字を用いているのは記載者の意図するところであろうか。

☆此月者^{カシマ} 君将^{カシマ}来^{カシマ}跡^{カシマ} 大舟^{カシマ}之^{カシマ} 思憑^{カシマ}而^{カシマ} 何時^{カシマ}可^{カシマ}登^{カシマ} 吾待^{カシマ}居^{カシマ}者^{カシマ} 黄葉^{カシマ}

之^{カシマ} 過行^{カシマ}跡^{カシマ}……………大土^{カシマ}乎^{カシマ} 火穗^{カシマ}跡^{カシマ}而^{カシマ} 立居^{カシマ}而^{カシマ} 去方^{カシマ}毛^{カシマ}不^{カシマ}知^{カシマ}……………

……思友^{カシマ} 道^{カシマ}之^{カシマ}不^{カシマ}知^{カシマ}者^{カシマ} 獨居^{カシマ}而^{カシマ} 君尔^{カシマ}戀^{カシマ}尔^{カシマ} 哭耳^{カシマ}思^{カシマ}所^{カシマ}泣^{カシマ}

(十三・3344)

175、吾待居者 立居而 獨居而

三十三句からなる長歌の中に、「居」を「ヲレ」と「キ」と二様に訓んでいるが、「吾待居者」の「居」を「ヲレ」と訓んでいるが、後の句、「居而」と統一して「キレ」と訓んでも差支えないのではないか。「ヲレ」は「キレ」と近いが、自分の動作であるから「ヲレ」と訓んだのであるうか。

集中には、「ヲレ」の文字は、「座」の文字を用いている場合は、「伊都我里座者」(九・1767)・「座者苦毛」(十二・2931)この二例のみみられるだけで後は、すべて「居」の文字を用いている。

一方、「キ」についてみると、集中、やはり「居」が圧倒的多数を占め、次で「為」が多く、「座」の文字は少ない。今の場合は、「居」の文字で意図的に揃えようとしたものであるうか。以上、卷十三における一二七首の中から、一首中に同じ文字が使われ、それらが異なる訓みをしているものを選出して考察した。

本稿においても、歌をすべて漢字で記載する場合、記載者は一首一首の記載文字を工夫しながら記載していったということがわかる。

(続)

○テキストは『萬葉集』本文篇(佐竹昭広・木下正俊・小島憲之共著、塙書房)を使用した。